

# 平成26年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 平成26年12月25日 午前 10時00分  
閉会日時 同 上 午前 11時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨  
同職務代理 天 宮 久 嘉  
委 員 松 本 實  
委 員 杉 浦 容 子  
委 員 竹 高 京 子  
教 育 長 塩 澤 雄 一

## 議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

## 書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成26年教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日は新教育委員として、天宮委員が初めて委員会に参加されますので、ご紹介いたします。

天宮委員、就任のご挨拶をお願いいたします。

○天宮委員 昨日、区長のほうより発令をいただきまして、このたび教育委員として務めさせてさせていただきます、天宮と申します。皆様方とは初めてという方ではないようで、小P連のときや、いろいろな学校の行事、または地域の行事でお世話になっております方々ばかりですので、よろしくをお願いいたします。

私自身、子どもがまだ4年生なものですから、当然学校の教育のことは関心がありますし、また、教育に関して区のイメージアップといえますか、区に益することができれば幸いだと思っておりますので、どうぞ皆様、ご協力よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の会議録の署名は、私に加え、天宮委員、塩澤教育長にお願いしたいと思います。

本日の議事日程でございますが、議案等が6件、報告事項等が2件でございます。

それでは、本日の議事日程に入りまして、議案第47号「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは議案第47号「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」説明させていただきます。

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代理者を指定する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

具体的に申し上げますと、委員長職務代理者の面田委員が退任され、職務代理者が不在になりましたので、委員長職務代理者を指定する選挙をお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に基づきまして、委員長職務代理者を指定する選挙を行います。

なお、選挙は葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定によって、単記無記名投票といたしまして、有効投票の最多数を得た方を当選者といたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○委員長 投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

○委員長 確認が終わりましたので、それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 お済みでございますね。

それでは、開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 投票結果をご報告いたします。

投票総数6票、有効投票6票。うち、天宮委員6票でございます。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定によって、天宮委員が委員長職務代理者に指定されました。

なお、指定は本日平成26年12月25日からとなります。

以上、ご報告いたします。

これをもって、委員長職務代理者を指定する選挙を終了いたします。

続きまして、次の議案等の審議でございますけれども、議案第48号から議案第52号までは関連のある議案ですので、一括上程の後に各号採決をいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第48号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第49号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第50号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第51号「葛飾区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、議案第52号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部を改正する規程」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から議案第48号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第49号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第50号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第51号「葛飾区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、議案第52号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部を改正する規程」につきまして、ご報告をさせていただき、ご審議をいただきたいと思っております。

まず、職員の配偶者同行休業に関する条例につきましては、平成26年12月15日に葛飾区議会におきまして議決をされまして、平成27年1月1日に施行をされることとなっております。この条例の制定につきまして、議案第48号、49号、50号、51号、52号ともに、幼稚園教育職員の配偶者同行休業に関して、関係規則等の一部を改正する必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

改正内容についてでございます。まず、議案第 48 号でございます。こちらにおきましては、配偶者同行休業中の職員に関する昇格、昇給時について、配偶者同行休業中のものというものが追加をされておるところでございます。

続きまして、第 49 号でございます。こちらでは、配偶者同行休業のものに対しての期末手当に関するものが載せられております。配偶者同行休業期間中のものについては、期末手当については支給対象外となるというものでございます。

続きまして、第 50 号でございます。こちらにつきましては、配偶者同行休業のものにつきましても、勤労手当に関する規則でございます。こちらにつきましても、配偶者同行休業中の職員につきましても、勤労手当が支給の対象外となるというものでございます。

続きまして、第 51 号でございます。こちらにつきましても、配偶者同行休業の承認権限を教育委員会から教育長に委任するものでございます。この教育長に委任する事項につきましても、配偶者同行休業というものがつけ加わっております。

そして、最後に第 52 号でございます。こちらにつきましても、教育長通達によりまして、その承認権限について教育長が幼稚園へ委任する予定でございますので、園長または副園長の専決事項として規定をしていくものでございます。こちらにつきましても、施行日については平成 27 年 1 月 1 日からの施行を予定しております。

議案の内容につきましても、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**○委員長** ありがとうございます。ただいま、指導室長のご説明にございました。先ほどお話ししましたように、一括でご質疑を承り、各号に当たって採決をとりたいと思います。ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。

先ほどお話がございましたように、既に 12 月 15 日の議会のほうで、本号はそれに付随した規則改正というご説明をいただきました。ご意見、ご質問等をお願いいたします。

杉浦委員。

**○杉浦委員** 条例の制定に伴う関係法令の改正でございますので、1 点だけお聞きします。今まで該当する方がいらしたかどうか。該当する方がいらしても、こういう制度がなかったというお話があったかどうか。

**○委員長** ありがとうございます。

指導室長。

**○指導室長** この配偶者同行休業という制度が、今後幼稚園の職員についてできてまいります。今まではこの制度がなかったということもございまして、こちらの配偶者をもし同行する場合には、例えば職をやめてという形になっておりました。しかしながら、今まではそういう方はおりませんでしたけれども、今回このような制度ができますので、今後このような制度をもとに配偶者同行休業をされる方は出てくる可能性はあるというところでございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第 48 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ありがとうございます。異議なしと認めまして、議案第 48 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 49 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第 49 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 50 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 50 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 51 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 51 号「葛飾区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 52 号について、原案のとおり可決することにご異議がございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 52 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部を改正する規程」について、原案のとおり可決といたします。

以上で、第 11 回臨時会におけます議案等の 6 件の審議を終わらせていただきました。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等 1 「平成 26 年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈について」のご説明をお願いいたします。

地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 それでは、私から「平成 26 年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈について」、報告いたします。

1 の贈呈者決定までの概要でございます。平成 26 年度の感謝状の贈呈につきまして、区立の

幼稚園、小学校、中学校の園長、校長に推薦を依頼しました。結果、31 候補が挙がりまして、この内容を審査いたしましたところ、28 候補が決定いたしましたものでございます。3 候補につきましては、要綱の要件に満たさなかったために、対象となっておりません。

2 に贈呈対象活動別内訳の表を記してございます。個人で 18 人、団体で 10 団体でございます。

3 の贈呈者の一覧は、別紙 1 になってございます。

4 に記載のとおり、感謝状の贈呈は今年 12 月 19 日午後 3 時からウィメンズパルにおいて贈呈式を行ったものでございます。

では、別紙 1 をごらんください。こちらに今回対象となった方々の一覧表が記載してございます。対象の活動につきましては、個人の 1 番にありますが学校教育支援活動が 1 名、また続きまして、その後 2 番からは学校環境整備活動、また、10 番からは学校安全支援活動で、18 人でございます。おのおの活動年数についても記載してございます。大変長く活動していただいている方もいらっしゃいます。また、2 番にございますとおり、団体は記載のとおり 10 団体。こちらにつきましては、学校地域応援団の皆様も対象となって活動をいただいているような状況でございます。これにつきましては、また来年も続けていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの地域教育課長のご説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。この贈呈者・団体を見ておきますと、基準が 3 年以上という形の要綱が定められているのでしょうか。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 今回の感謝状につきましては、選考の基準といたしまして、活動期間が 3 年以上、また年間においては回数が 40 回以上という基準を設けたものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

竹高委員。

○竹高委員 ありがとうございます。これを聞いたときに、素晴らしいことだと私は感じました。実際にいただいた方も、この団体のほうなどは 10 年やっているところなども、もちろん今感謝状をいただいた方だけではなくて、その前、最初に立ち上げた方からいらっしゃるはずで、その前の方からそういう連絡が入ったりして、ボランティア活動をやっていたことで、今現役でやられている方たちが表彰状を受け取ったということは、昔からお手伝いをしている方も含めて、とても感慨深いことと感じます。個人の方でも長い年数をやっていたりしている方、葛

飾区の子どもたちのために多分登校時の見守りなどをしていただいている方というのは、本当にすばらしいなど。毎朝毎朝その地域で立って、子どもたちをその学校に見送るお手伝いを保護者ではなく、地域の方がこれだけ立っているというのは、いろいろな地域にこういう方がたくさんいらっしゃると思います。多分、校長先生がご存じないところでも、見守ってくださっている方ももちろんいらっしゃるのです、そういう部分で地域のほうでこういう活動をなさっているということが、校長先生のお耳にもうちょっと入っていくような形で、毎年毎年ここに長くお手伝いして下さっている方に感謝することができると思いますので、ぜひ続けていっていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたかご質問、ご意見がございますか。

松本委員。

○松本委員 私はこの表彰、感謝状贈呈式に立ち会わせていただきましたので、感想を述べたいと思います。

半分ぐらいの人に、私も現職のときとかにお世話になっていた方がいらっしゃったので、お祝いにと参列いたしました。そこにありますように、30年とか20数年とか、自分のこととして考えたときに、これだけ学校に携わって継続してできるのかなと思ったときに、本当に頭の下がる思いがいたしました。学校によっては1人だけ該当ということで、まだ続いて出したい該当の方もいらっしゃると思っていて、来年どうするのかと思っていましたら、続けていくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。こういう人たちに支えられて、かつしかっ子が育っているということを実感いたしました。

ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 只今、2人の委員の方からお話がございました。本当に私も同感です。この方たちには陰で支えてくださったご家族の支援があったと思います。故人に対しては今後どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 亡くなられた方につきましては、現在対象としてございません。現在も継続して活動いただいている方ということで、選考させていただいております。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 地域教育課長のほうからそのようにお決めになっているというお話でございました。私は故人の方においても、ご家族の支援、応援があればこそと思っておりますので、できれば故人に対しても感謝状対象者となさってはいかがかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたかご質問はございませんか。よろしいです

か。

私自身も参加させていただいたのですが、先ほど地域教育課長のご説明とまた各委員からもございましたように、非常に地道な活動ですけれども、やはり地域応援団という立場でかつしかっ子的のために地域の皆さんで見守るということは非常に葛飾ならではのものです、都心部ではちょっと考えられないことだと思います。今年度はたしか第1回目の贈呈式と承りましたので、各委員からいただいたものを踏まえまして、また周知徹底をお願いしたい。

それから、私の記憶に間違いがなければ、葛飾のホームページにこれをアップして広く広報活動にというのがございますので、多分その辺で各委員もそういった意味では、こういうことで葛飾区が感謝状を贈呈していただいたのだということ。特に団体の場合ですと、その傘下の方たちへの周知方が公的なホームページを利用してできることは非常にすばらしいので、委員長の方からもぜひ検討し、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、報告事項等2に入ります。「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】について」のご説明をお願いいたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、報告事項等2「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】について」、ご報告をさせていただきます。

まず、「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」でございますけれども、基本的な考え方策定検討会というものを立ち上げまして、検討をしてみました。その後、案がまとまりましたので、去る11月21日の教育委員会第9回臨時会におきまして、案の報告をさせていただきました。また、12月3日の第4定例会、文教委員会で庶務報告をさせていただきました。その場でもご要望などをいただきましたので、本日につきましては、前回の教育委員会から案として報告させていただいた以降、文言の修正などの部分につきまして、中心に、報告をさせていただきたいと考えてございます。

まず、最初に3ページをおめくりください。前回少しふれさせていただきましたけれども、この基本的な考え方の関係図でございます。右側が葛飾区の関係でございます。基本計画、その下に教育振興基本計画がございます。こういった計画に基づきまして、前回葛飾区立図書館の基本的な考え方というものをまとめたという位置づけでございます。これまでも下段の右側、「葛飾区立図書館基本計画」。こういったものを作成し、10年間の計画期間として取り組んできました。また、その隣では金町にございます「中央図書館開設にあたっての基本的な考え方」。こういったいろいろな一つの考え方を踏襲しまして、今回新たにそういうものを総合的に取り組んだ後、新しいものをつくり直したという位置づけということでございます。

続きまして、7ページをおめくりください。少し修正した部分がございます。4の「ヤングアダルトへのサービス」。(1)「ヤングアダルトコーナーの充実」ということで、説明文の4行

目の後半でございます。「読書に親しめる環境づくりを進めました」と、修正させていただきました。以前は「ヤングアダルトの居場所づくり」という表現をしていたのですが、それだけが図書館の役割ではないだろうというようなご意見をいただいた関係で、前回の教育委員会からその部分を修正させていただきました。

続きまして、12 ページをおめくりください。(3)の「広報活動と図書館機能の整備」というところを修正させていただきました。下段の「一方」以降のところでございますけれども、「葛飾区政策・施策マーケティング調査では、この1年間で葛飾区内の図書サービスを利用したと答えた方は36.2%にとどまりました。利用が困難な方へのサービスの充実や利用していない方への働きかけが課題となっています」というふうに文言を修正させていただきました。以前は、「36.2%にとどまっており、利用していない方への働きかけ」ということで、利用したいけれども利用できない方もいるというようなご意見をいただきましたので、そういった両方の部分を含めて、文言を修正させていただきました。

続きまして、少し跳びますが19ページをおめくりください。第5章として、「取組方針に掲げた目標の推進に向けて」の章でございます。2、「職員の資質・能力の向上」のところでございます。「利用者満足度の高い図書館サービスを提供するために、司書の有資格者を積極的に取り入れるほか、必要な専門知識の習得や企画運営能力を養うための研修等を積極的に行います」というような文言でございます。どこを直したかと申しますと、「企画運営能力」というところでございますけれども、以前は「経営感覚を養う」というふうに、少し意味も捉えにくい表現をしていた関係で、図書館事業に関する企画ですとか、それを実際に運営するだとか、そういったものを養う研修等を積極的に取り入れていくというような内容に改めさせていただきました。

表紙にお戻りください。「取組方針」としてまとめまして、「いつでも、どこでも、だれにでも区民の拠り所となる図書館」というものを使命といたしまして、今回まとめさせていただいたものでございます。

本日の教育委員会でご承認いただきました後、図書館ホームページなどで外部に公表させていただいて、葛飾区立図書館としてはこのような取り組み方針に基づいて図書館サービスをやっていくということを報告させていただくつもりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。ただいまの中央図書館長のご説明について、ご意見、ご質問をお受けいたします。

杉浦委員。

**○杉浦委員** ご苦労さまでございました。今回、基本的な考え方ということで、お聞きしました。3ページに葛飾区立図書館基本計画がございまして、その後、かつしか教育プランの中に

図書館部門が掲載されて、そして今回、図書館の基本的な考え方、取り組み方針が作成されたということでございます。そう認識してよろしいでしょうか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 そういった認識で結構でございます。

○杉浦委員 この間、平成24年の12月には文科省から図書館の設置及び運営上の望ましい基準ということで、告示がございました。その内容については、網羅されているということを確認しました。本当にご苦労さまでございました。1点、図書館の利用のときの介助という文言が入っていた方がより親切で親しみやすいと思いました。ハンディキャップサービスの中には利用のための、利用促進ということで細やかなサービスが行き届いていることは十分認識しております。窓口利用の際、介助という理解があればより利用しやすいと思いました。

○委員長 中央図書館長、何かご意見ございますか。

中央図書館長。

○中央図書館長 図書館をご利用される利用者の方はさまざまな方がおります。ましてや、今杉浦委員からお話ございましたように、窓口で話ができない方につきましては筆談等、そういったものでも対応させていただいていますし、結構常連さんと申しますか、頻繁に図書館に読みに来て、そのときにカウンターの職員とそういったやりとりをするお客様もたくさんおりますので、そういった方に対しても、当然同じように図書館を利用できるようにサービスのほうはやっておりますし、また今ご意見いただきました、介助のところですかおっしゃられたようなものも、具体的にどういうところをやっていけばという部分は、またもしお話を聞かせただけであれば、考えていきたいというふうに思います。ということで、そういったご要望につきましても、現実的には対応していると。具体的に何か見える形であれば、取りまとめは若干ちょっと不足していたところというふうには反省させていただきたいと思います。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 私もよくウェルピアを利用する一人です。ウェルピアを利用している方たちの声も聞いております。今後また館長さんともいろいろとお話をさせていただこうと思っておりますので、お願いいたします。

17ページ、地域情報の発信ということで、かつしかデジタルライブラリーの充実を図るとあります。すでに十分お考えだとは思いますが、著作権法、その他法令を侵害することのないように、どうかよろしく願いいたします。そのうえで収集、保存、管理、公開を区民のために推進していただきたいと思います。

保存対象となる情報のデジタル化。その管理責任者はどなたになるのですか。その2点です。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 著作権のお話をいただきましたけれども、全て公表しているものは当然ご本

人等にご了解いただければ公表できませんので、それはちゃんとっております。

また、管理責任者ということでございますけれども、扱的には私が管理責任者の部分ですとか、区長までというところまではちょっとあれですけども、しかるべき、区の中で定められました公表なり外部に対するそういったものを示す場合での制度にとりまして、しかるべき対応をしているというふうを考えてございます。

**○委員長** ありがとうございます。

ほかにどなたか。

松本委員、お願いします。

**○松本委員** この前の教育委員会で案が示されたときから、変更された部分を今聞いたわけですが、もっともだなと思って修正されたところに賛成いたします。

私も図書館に時々行くのですけれども、特に7ページのヤングアダルトが、前は居場所となっていたけれども、読書に親しめる。もっともだなと思います。行きますと、若い子たちが必死で本を読んでいる。この文言がいいなと思いました。

あと、12ページのところでは、利用していない方と言っていたけれども、困難な方と入れたということは、そのとおりだと思います。行きたい人はたくさんいると思うけれども、時間といろいろな関係で行けない人がいる。その人たちも読めるように、何とかしていくということに賛成であります。

これからの運営ですけれども、これは図書館長だけではなくて、地域教育とか生涯学習とか、指導室もかかわってくるので、各部とか課とよく連携をとって、これを推進できたらいいなと思います。また、前に北区かどこかの図書館を見にいきましたけれども、それぞれの区が工夫してやっているの、ほかの行政がやっている参考になることも区は取り入れて、連携もしながらよりよい図書館になればいいなと思いました。

以上です。

**○委員長** ありがとうございます。ほかにどなたかございますか。

杉浦委員、また松本委員から、非常に貴重なご意見、またはアドバイスをいただきました。

最後にちょっとお時間をいただいて。私自身も常日ごろから、このテーマについて、つい直近でございますけれども、子どもたちの活字離れ、本を読まないのだということがメディアでの報道がありました。そういった意味と、もう1点は、地域の中でいわゆる個人経営の書店が非常に最近少なくなってきた。流通経路あるいは企業性の問題等があると思うのですが、そういった意味でやはり、先ほど来、各委員から貴重なご意見をいただきましたので、広報活動その他で区民の利便性というものと、やはりデジタル図書というものもございますけれども、やはり文庫本を1枚1枚めくって行って初めて読書感というものが多分出てくるという点で、本日ご出席の各委員、事務方の方もそう思われましょう。そういった意味では図書館の存在は大

変大きなものがございますし、特に後段、目標という職員の資質向上、司書さんのスキルアップという部分がありましたので、各委員からのアドバイスがそこに整合してまいろうと思しますので、委員長のほうからも重ねてお願いを申し上げます。

それでは、報告事項等を終了いたします。

ここで教育委員の皆様方にご発言がございましたら、お受けしたいと思えます。何かございますか。

松本委員、お願いします。

○**松本委員** 私も重い風邪にかかったのですけれども、インフルエンザではありませんでした。聞くとところによると、かなりインフルエンザが流行しているということをお聞きしたので、今の様子をちょっとお聞かせいただければと思います。

○**委員長** 学務課長。

○**学務課長** インフルエンザでございますけれども、昨年よりも早く始まりまして、昨年は最初はノロがはやりましたけれども、年明けてからインフルエンザということでした。今年はまだ既にインフルエンザが9月の段階から始まりまして。現在、小学校で9校、中学校で5校、学級、学年閉鎖が続いてございます。もう既に200人以上の子どもたちが現状休んでいるというような状況でございます。幸い、冬休みが一つの区切りとなって、収束に向かっていただくと幸いかなというふうに思っておりますけれども、ちょうどこの学級、学年閉鎖が始まったころには、既に中学校では期末考査も終わっていたというような段階から、大きくはやり始めたということございまして、いろいろな形で子どもたちへの影響を懸念していたわけでございますけれども、大きい割には影響は少なかったというような状況でございます。また、各学校への、例えばマスクであるとか消毒等の配付につきましては、去年の経験を踏まえまして、この流行が始まる前に既に各学校には届け終わっておりますので、各学校のほうのケアも十分できるのではないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○**委員長** ありがとうございます。ほかにどなたかご意見ございましたら、お願いいたします。

ないようでございますので、続いて「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してご説明をお願いいたします。

○**庶務課長** それでは、「その他」について説明させていただきます。

まず、1の資料配付でございます。

まず、(1)「1月行事予定表」、A4の両面記載となっております。こちらをごらんおきください。

続きまして、(2)「かつしかふれあいRUNフェスタ」でございます。こちら、パンフレッ

トを作成いたしました。今まで説明してまいりましたが、タイムスケジュールとか、メインの会場図、そういったものについて記載させていただいております。

次に（３）「中央・立石図書館の年末年始の開館のチラシ」でございます。中央図書館、立石図書館につきましては、12月31日から1月3日まで、午前9時から午後5時まで開館、29日、30日については、午前9時から午後8時まで開館するといった内容をチラシで周知させていただいております。

続きまして、2の出席依頼でございます。

こちらについては、本日1件でございます。2月14日土曜日、午後2時からの科学教育センター科学教室閉室式につきましては、塚本委員長の出席をお願いいたします。

続きまして、裏面をごらんください。3の次回以降の教育委員会予定でございます。こちらについては、以下の日程になってございますので、後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。

**○委員長** よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成26年第11回の臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時40分